

石川県公報

平成26年2月28日
第12675号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告		選 挙 管 理 委 員 会		
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	3	
○県道の供用の開始	(同)	1	○平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告	(同)	4	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告			○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示			
(経営支援課)			1			
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告			○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示			
(同)			2			
○県営土地改良事業に係る換地処分公告			(経営対策課)			3
○土地区画整理組合の解散認可公告			(都市計画課)			3
			選挙管理委員会			
			○政治団体の収支報告書（平成24年分）の訂正願の要旨の公表			5

告 示

石川県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年2月28日から同年3月14日まで縦覧に供する。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺壺○字25番1地先から 輪島市三井町興徳寺壺○字25番1地先まで	旧	3.95～5.80	44.5
		新	4.80～13.55	44.5

石川県告示第61号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年2月28日から同年3月14日まで縦覧に供する。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺壺○字25番1地先から 輪島市三井町興徳寺壺○字25番1地先まで	平成26年2月28日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キリン堂松村店

金沢市松村三丁目471番ほか26筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

(変更後) 株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

株式会社ハースクレイ

代表取締役社長 青木 達也

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

3 変更の年月日

平成26年1月31日

4 変更した理由

小売業者の変更のため

5 届出年月日

平成26年2月19日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年2月28日から同年6月30日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年6月30日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー押越店

野々市市押越一丁目199番地ほか44筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成25年10月18日

3 市町村の意見の概要

市町村名 野々市市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗駐車場の混雑によって周辺道路が渋滞しないよう配慮し、安全対策について万全を期すこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

夜間の荷さばきによって騒音が発生する可能性があるため、環境基準を順守し、苦情発生時には、適正、迅速な対応を図り、解決に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業系廃棄物は、減量・資源化を心がけ、法令に基づき適正な処理を行うこと。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年2月28日から同年3月28日まで

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	多田地区	平成26年2月12日

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

組合の名称	解散認可年月日
かほく市高松北西部土地区画整理組合	平成26年2月20日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字濁端568番1の一部、569番19及び826番の一部	幅員 6.00m 延長 29.66m	金沢市保古一丁目28番地 白東宅建株式会社	平成26年2月17日

平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

平成26年2月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成26年7月6日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成26年9月14日(日) 午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成26年7月27日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成26年10月12日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、平成26年6月11日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人石川県建築士会の事務所並びに学科の試験の試験場に掲示する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

公 安 委 員 会

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成26年2月28日

石川県金沢中警察署長

警視正 岡 田 恭 幸

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地
金沢市新神田5丁目2番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
石川県金沢中警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成26年2月28日

石川県金沢東警察署長

警視 高 橋 亘

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地
金沢市新神田5丁目2番地3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域
石川県金沢東警察署の管轄区域
- (2) 期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成24年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年2月28日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第二支部
- 2 訂正した収支報告書 平成25年4月25日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
2. 収入・支出の内訳中		
(1) 収入の内訳		
a 個人からの寄附	2,460,000円	2,640,000円
b 法人その他の団体からの寄附	25,289,475円	25,109,475円
[内訳] 中		
(1)イ(ア)a 個人からの寄附		奥村 晃 120,000円 野々市市
		小田 與之彦 60,000円 七尾市
小計	2,460,000円	2,640,000円
(1)イ(ア)b 法人その他の団体からの寄附	株式会社セイター 120,000円 能美郡川北町 株式会社加賀屋 60,000円 七尾市	
小計	25,289,475円	25,109,475円

4 訂正願受理年月日 平成26年2月3日